

広島県公安委員会公告第144号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成19年10月19日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

1 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

平成19年11月27日（火）から平成19年11月30日（金）までの午前8時30分から午後6時まで

なお、講習最終日に修了考査を行い、合格者には、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(2) 実施場所

広島市中区大手町四丁目2番27号 中央レジデンス3階
社団法人広島県警備業協会 研修室

2 受講定員

35名程度

3 受講申込手続等

(1) 受講希望届出書の提出期間

平成19年11月5日（月）から平成19年11月7日（水）までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 届出方法

ア 受講希望者本人が、上記(1)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備付けの受講希望届出書により届出を行うこと。

イ 受講希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定する。

ウ 抽選の結果及び受講申込書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 受講申込書の提出方法

受講予定者に決定した者は、受講申込書（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真をちよう付したもの）1通を下記(4)の場所に提出すること。

なお、郵送や代理人等による申込みは認めない。

(4) 受講申込書の提出先

広島市中区光南二丁目26番3号 別館光南庁舎2階

広島県警察本部生活安全部生活環境課

(5) 受講申込書の配付場所等

上記(4)の場所又は広島県内の各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において直接受け取ること。

4 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

38,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、受講申込書の提出時に38,000円の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、受講申込書にちょう付せず消印もしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

5 持参物

筆記具、印鑑、警備業関係法令集（法令集は、講習会場において購入可能）

6 講習の委託

この講習は、社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。

7 講習に関する問い合わせ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課

電話(082)228-0110 内線3214, 3215

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課